

(VII) 戦略作物生産拡大支援事業実施要領

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）別表のVIIの戦略作物生産拡大支援事業の実施に必要な事項は、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、

- ① 大豆、麦、飼料用米等の生産性向上や需要の拡大に向けた都道府県における体制づくりや栽培技術等の導入による技術・経営実証等の取組を実施する新たな作付体系への転換支援事業
- ② 米粉の製造コスト削減技術や新たな米粉製品の開発等の取組を実施する米粉製造革新技術等の開発支援事業
- ③ 米の生産コスト低減に向けた産地全体が連携して行う作業委託や作期分散による機械の効率活用又は多収品種や省力栽培技術の導入等の取組を支援する低コスト米生産産地育成支援事業
- ④ 国産大豆の透明かつ公正な取引価格の形成に向けた全国段階の入札の実施を支援する大豆価格形成安定化事業
- ⑤ 革新的な生産技術等をまとめた技術カタログの改訂、担い手向けの生産技術に係る情報・意見交換を行うワークショップの開催又は技術導入を希望する産地への現地指導を支援する革新技術等波及展開支援事業

から構成される。

各事業ごとの取組内容、事業実施主体及び事業実施手続等は、別記に定めるとおりとする。

- 1 作付体系転換支援事業
別記1のとおりとする。
- 2 米粉製造革新技術等開発事業
別記2のとおりとする。
- 3 低コスト米生産産地育成支援事業
別記3のとおりとする。
- 4 全国推進事業のうち大豆価格形成安定化事業
別記4のとおりとする。
- 5 全国推進事業のうち革新技術等波及展開支援事業
別記5のとおりとする。